

静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程第6条に基づき、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の服務に関すること。
- (2) 教員の関係業者等との接触に関すること。
- (3) 教員の研究倫理に関すること。
- (4) 教員の倫理の維持並びに倫理規程違反の抑止及び処分に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、教員の倫理についての学長からの諮問に関すること。
- (6) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 生産環境経営学部学生部長
- (3) 短期大学部学生部長
- (4) 生産環境経営学部の選定評議員のうちから評議会が選定する者1人
- (5) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者1人
- (6) 短期大学部の選定評議員のうちから評議会が選定する者1人
- (7) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定する者1人
- (8) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第5号、第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務局長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(研究倫理審査部会)

第8条 教員の研究倫理について審査するため、委員会に研究倫理審査部会を置くことができる。

2 研究倫理審査部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。